

令和４年 第１１回農業委員会総会 議事録

１．日 時	令和４年１０月７日（金）午前９時３５分～		
２．場 所	にかほ市金浦庁舎 第３会議室		
３．委員総数	１２名		
４．出席した委員（１０名）	４番 須田貴志 ７番 須藤孝子	２番 加藤朋光 ５番 齋藤一成 ８番 須田 久 １１番 遠藤 豊	３番 佐々木鋼記 ６番 巴 朋之 ９番 佐藤久美子 １２番 小林 豊 （傍聴人 伊藤盛雄）
５．欠席した委員（２名）	１番 佐々木純子 １０番 森 孝良		
６．総会議長	会長 小林 豊		
７．議事録署名委員	５番 齋藤一成 ６番 巴 朋之		
８．出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主任 舘岡里海		
９．議事日程	第１ 議事録署名委員の指名 第２ 会議書記の指名 第３ 会期の決定 第４ 諸般の報告 第５ 議案審議		
報告第１５号	農地法第１８条第６項の規定による通知（合意解約）について ・・・【１８件】		
報告第１６号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【１件】		

議案第 3 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【 1 件】
議案第 3 2 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ・・・【 3 件】
議案第 3 3 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 3 4 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 3 5 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【 1 6 8 件】
議案第 3 6 号	にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について ・・・【 1 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 4 年第 1 1 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (開会 午前 9 時 3 5 分)
◇会長	皆さん、おはようございます。 面積の大きい方はまだまだ稲刈りの最中というところかと思いますが、今月も出席いただきましてありがとうございます。 カントリーエレベーターの話では、今年は、品質はそこそこ良いが、収量的には個人差がみられるということでした。 新聞報道にもありましたが、10月1日に、にかほ市の顕彰式と功労者表彰式がありまして出席しております。農業委員会関係では3名の農業委員経験者が産業功労ということで、受章しております。 本日の総会は、厚い議案書ではありますが、主には場整備関連ということでございます。それほど時間はかからないと思っておりますので、慎重かつスムーズな審議をよろしくお願いいたします。
◆事務局長	ありがとうございました。 それではこれより議事に移りますが、本日追加の議案がありますので、よろしくお願いいたします。 議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に

基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1番 佐々木純子委員、10番 森 孝良委員より欠席の届け出がありました。ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
5番 齋藤一成委員 6番 巴 朋之委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告
先ほど申し上げましたとおり、10月1日に、にかほ市の顕彰式・功労者表彰式に出席しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書9ページからになります。
報告第15号は全て、象潟前川ほ場整備事業に係る合意解約であります。象潟前川地区ほ場整備事業では、秋田県農業公社に農地中間管理権を設定する必要があることから解約するものです。

◇議長

報告第15号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第15号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第16号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書14ページからになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。

当該農地は象潟町小砂川字小田地内の登記地目が畑の農地であります。位置図、公図を議案書15ページ、16ページに掲載しておりますが、JR小砂川駅から南東に約200メートル弱のところであり、JR羽越線に隣接する農地です。現地につきましては、須田貴志委員、須藤長之助推進委員と事務局職員が確認をしておりますが、雑草が繁茂していることから非農地と判断して回答しております。

◇議長

報告第16号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第16号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書17ページになります。

譲渡人は現在市外に居住しており、申請地の管理が困難であること、また、申請地は譲受人の所有する農地と隣接している

ことなどから、売買による所有権移転することで合意したものであります。売買価格及び受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

◇議長

議案第31号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第31号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第32号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について と 議案第33号 同条の規定による賃借権設定の件について を併せて上程します。議案第32号及び第33号は関連ありますので、一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は18ページからとなります。

申請地は金浦字山の田、吉森、花潟地内の農地で、日本海沿岸東北自動車道金浦IC交差点から北西約200mにある一団の農地で、転用面積は6,900㎡であります。位置図、付近見取図、土地利用計画図を32ページから34ページに掲載しております。

申請者である受人は象潟町小砂川地内に資材置場を所有して営業しておりますが、その資材置場が日本海沿岸東北自動車道の予定ルートとなることから、代替地として令和元年12月に、申請地北側にある山林を県の許可を受け、資材置場とするため開発中であります。開発中の山林の面積では現在使用している資材置場の面積に満たず、安定した資材の供給を続けていくためには、現在の資材置場の規模と同等の面積を必要とすることから当該農地を転用しようとするものです。

申請地は都市計画の用途地域に近接していること、ICから300m以内にあることから、転用が許可される第3種農地と

判断しております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び須田久委員より確認していただいております。

◇議長

議案第３２号及び第３３号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、始めに議案第３２号－１から３について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第３３号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第３４号 農地法第５条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について を上程します。

◆事務局長

議案書３５ページからになります。

申請地は象潟町小滝字下山地内の農地で、旧上郷小学校から南西に約３８０ｍに位置する、地目が畑の農地です。

申請人は親子で、申請地に隣接する住宅に同居しておりますが、受人である息子夫婦に子どもが誕生したことや、将来家族が増えることを考えると、現在の住宅では手狭になることから自己用の住宅を建築するものです。

受人は集落での生活基盤も出来ており、また、夫婦共働きで子どもの世話をみてもらえるよう、実家周辺での土地を探していましたが条件に合う土地が見つからなかったため、実家に隣接する申請地を選定したものです。農地区分については第２種農地と判断しておりますが、集落に接続しての住宅の建築でありますので、不許可の例外として認められております。現地

につきましては、由利地域振興局職員及び巴委員、齋藤委員に確認していただいております。

◇議長

議案第３４号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第３４号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第３５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書４６ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて１６８件でありまして、うち賃借権の新規が１６５件、再設定が３件で、利用権設定の総面積は１,２１１,７１９㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を全て満たしていると考えます。

なお、議案第３５号－２０以降は全て、農地中間管理事業を利用したほ場整備に係る利用権の設定となります。

始めに、議案第３５号－１から２０までを説明いたします。

議案第３５号－１から８は集落内での利用調整による、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、それぞれ議案に記載のとおりであります。

議案第３５号－９から１５は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第３５号－１６と１７は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第３５号－１８も賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第３５号－１９は解除条件付賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第３５号－２０はほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第３５号－１から２０までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第３５号－１から２０について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第３５号－２１から３２は、４番 須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈４番 須田貴志委員退席〉

（午前１０時０２分）

◇議長

議案第３５号－２１から３２について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書５６ページから６４ページになります。

議案第３５号－２１から３２も、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第３５号－２１から３２の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号－21から32については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

4番 須田貴志委員の入室を許可します。

〈4番 須田貴志委員着席〉

(午前10時05分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第35号－33から168までを説明いたします。

議案書65、66ページになります。議案第35号－33もほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

続きまして、議案書66ページ中程から最終ページになります。議案第35号－34から168もほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。全て受人が同一であり、契約条件は6,000円/10a又は1円/10aとなっております。また、新たに設立された農事組合法人で、初めての利用権設定でありますので、現時点での経営面積は0haとなっております。

◇議長

議案第35号－33から168の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8番

須田委員

新たに設立された、農事組合法人象潟ファームの概要について教えてください。

◆事務局長

構成員は25名で、代表者は、象潟町字中橋町の XXXXXXXXXX さんです。ほ場整備区域の中では一番大きな受け手となっております。耕作面積は約118haの計画となっております。

◇議長

他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号－33から168については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第36号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは追加議案書をお開きください。

議案第36号は、農業振興地域整備計画内の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、目的は、にかほ市が計画している「若者支援住宅」の用地とするためであります。申請地は平沢字白幡森地内ほか、都市計画区域の用途地域に隣接する7筆でありまして、農地（田3筆、畑1筆）が4筆、1,790㎡、原野が3筆、210㎡の合わせて2,000㎡でありまして、位置図を8ページに掲載しております。5から6ページにある、農用地利用計画変更要件検討表にもありとおり、当初は用途地域内で整備しようとしたものの、住宅の規模や駐車場の規模などから必要面積を算定したところ、用途区域内に収まらなかったため、農振農用地区域から除外し整備しようとするものです。その他の要件である、農地の集団化や農道、水路についての調整も図られており、支障はないと認められるとのことであります。説明は以上です。

◇議長

議案第36号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8番

須田委員

場所は XXXXXXXXXX の周辺ですか。

◆事務局長

そうです。いわゆる「すずらん通り」と呼ばれる道路沿いになります。

◇議長	他にご質問、ご意見等はございませんか。 ・・・〈なしの声あり〉・・・
◇議長	ご質問、ご意見等無いようですので、議案第36号について変更案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。 ・・・〈挙手全員〉・・・
◇議長	挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議無い旨の意見書を提出することといたします。
◇議長	以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。 これをもって総会を閉会いたします。ありがとうございました。 （閉会 午前10時15分）

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年10月7日

議事録署名委員

総会議長	会 長	
委 員	5 番	
委 員	6 番	